

全建労発第 54 号
令和 5 年 11 月 28 日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止め等に関する基準の一部を改正する件」（無期転換ルール・労働契約関係の明示等）並びに「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」に関するお願いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局長及び職業安定局長より労基則等改正省令等及び安定則改正省令ともに、令和 6 年 4 月 1 日より施行されることに伴い、無期転換ルール・労働契約関係の明示等について法令遵守のお願いと共に、本会に対し周知協力依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 又木)